

---

---

コミュニティ福祉学部完成・コミュニティ福祉学研究科新設  
記念講演会 2001.11.4

## 福祉と優生思想

Welfare against Eugenics

講師 大阪府立大学教授 **森岡正博** Masahiro Morioka  
司会 立教大学教授 **坂田周一** Syuichi Sakata

---

---

司会：皆さん、こんにちは。お集まりくださりありがとうございます。たくさんのかたがたにおいでいただきまして、大変喜んでおります。本日は大阪から森岡正博先生にお越しただいて、福祉と優生思想という題目でお話をさせていただきます。

立教大学の武蔵野新座キャンパスに、コミュニティ福祉学部ができてから4年が経ちました。来年の春には第1号の卒業生が出ますので、学部が完成したことになります。本日は学部完成を記念して、この講演会を開かせていただきました。同時に大学院も新しく作りますので、その記念もかねております。お手元にパンフレットやアンケートをお持ち頂

いておりますけれども、アンケートにご記入頂きます後ほどご提出頂ければと思います。

さて、本日の題目は、この学部の理念である『人間の尊厳のために』という事柄を様々な側面から検討する中でも、もっとも基本的な部分に触れるお話でありますので、どうかご清聴くださるようお願いいたします。

本日の進行を申し上げます。最初に学部長の関正勝からご挨拶を申し上げます。引き続いて、森岡先生から1時間ほどお話をさせていただきます。時間があります限り皆様からのご質問、ご質疑を頂きたいと思っております。それでは、まず学部長よりご挨拶を申し上げます。

### あいさつ

---

コミュニティ福祉学部長 **関 正勝**

皆様こんにちは。ようこそおいで頂きました。いまご紹介がありましたが、森岡先生をお迎えしての講演会は、1998年に開設され、今年度完成を迎えた立教大学のコミュニティ福祉学部の完成記念、そして同時に、申請中でありますコミュニティ福祉の大学院開設記念の為に開かれることになりました。

だいぶお忙しい中を大阪からいらしていただきまして、福祉と優生思想という演題で生命倫理の視点からのお話を頂けますことを私達は喜んでおります。先ほどの話にもありましたが、私どもの学部は『人間の尊厳のために』ということを学部の教育理念としておりますが、最も大切なこの問題は現代社会の中

にあっては必ずしも大切にされていない。むしろ、ないがしろにされている現実がある。「人間の尊厳」というものを確立するために、私たちは何をもちいて関わってゆけばいいのかということコミュニティ福祉学部はヒューマンサービスとしてとらえた福祉の仕事を通して、人間の尊厳の発見と確立と、それを支える仕事へ取り組む学生を世の中に送り出そうと心がけてまいりまして4年が経ちました。

さて、社会は私たちのそれなりの努力をどう受け止めて、1期生がどういうところに就職が可能になってゆくのか、そのことを通して、経済性や効率性ということだけが追求されてゆく社会の中にあって「人間の尊厳」がいたくおとしめられてゆく、そういう社会がどう変わってゆくのか、ということが、私は個人的には非常に期待しております。と申しますのは、「人間の尊厳」というものは何によって確立するのか、たとえば、私は単純に「存在」と「価値」が分離されない社会ができることによって、だと思っております。誰かが作った「価値観」というものが人間の「存在」を輪切りにして「存在」を序列化して行く、そういうところに人間の尊厳がいたくおとしめられる現実があると思えます。

ヒューマンサービスとしての福祉の仕事というのは、単純に一人の存在が「存在」だから大切にされる、ある特定の「価値」によって毀誉褒貶を作り上げてゆく、ということの無い社会を作り上げよう、とする仕事に関わることだと思っております。そういう意味で優生思想の問題というのは、ひじょうに大き

なチャレンジングなものを私たちに投げかけているのだと思っております。

今日は学部完成記念、そして大学院の開設記念のために、このような福祉と優生思想というテーマで、お話ししていただけることを大変ありがたく思っております。皆様方との活発な議論を期待しております。

なお、講師の紹介が遅れてしまいましたが、皆さんよくご存知だと思います。私は、いまここに持ってまいりましたのは、森岡先生の処女作でありましょうか、『脳死の人』という非常にセンセーショナルな問いかけを持った書物であります。脳死＝個体死といつてはばからない、そういう現実に対して、森岡先生自身が「脳死の人」という捉え方、すなわち「人」「人間存在」として、脳死に陥った現実の人をも捉えてゆく思想の大切さ。このあたりから、先生がずっと追い求めている脳死臓器移植の文明論的な問題とそれへの批判、というものがよく込められているように思います。その後、『生命観を問い直す』というようなご著書もございます。

立教大学の観光学部は「ホスピタリティ」というものを大切にしますが、ホスピタリティは、よく、もてなしというふうに言われますが、私はむしろホスピタリティは支え合いだと思っております。『支え合いの人間学』という本も編著なさっておられます。長くなってしまいましたので、森岡先生をご紹介してさっそくお話を頂きたいと思えます。ご静聴をお願いいたします。

講演

## 福祉と優生思想

Welfare against Eugenics

講師 大阪府立大学教授 **森岡正博**

( )

森岡です、よろしくお願いいいたします。1時間弱くらいお話をさせていただいて、そのあと是非皆様からの質疑応答というか、ディスカッションがもしできたらしたいと思しますので、あとで時間の許す限りやり取りをしたいと思います。優生思想と福祉ということですが、これについてずっと私も考えてきています。が、答えがやはりなかなか見つからないのです。先ほどもご紹介にありましたが今から12年ほど前に『脳死の人』という本を書いた頃から、優生思想と福祉、あるいは生命の倫理についてずっと考えてきました。ただ、この問題は分からないことのほうが多いです。むしろ、皆様から私が勉強しなければならないものの方が多いのだと、正直いって思っております。ただ、少しだけ分かったことがありましたので、その部分のことをお話できればと思い、今日ここに参りました。

いま、脳死の話がでましたが、実は来週、勁草書房から『生命学に何ができるか』という私の新しい本が出版されます。もし今日の話聞いて興味がおありでしたら、是非お読みください。ここ10年間ずっと私が悩んできたことをとりあえず書いてみました。本の前半3分の1が脳死について考えたことを書いてあります。そのときに、先ほど関先生からも紹介していただきましたが、脳死になった

存在者、脳死になった人はどういう存在なのか、ということをもう一度考えなければならぬと思います、それについて書いたのであります。次の3分の1は、フェミニズムについて考えたことや、関わってきたことを書いてみました。生命の倫理を考えると、少なくとも私にとっては、自分が男として生まれ、男として育ってきたということを抜きにして考えられない、ということがよく分かりました。フェミニズムと私がぶつかり、私がフェミニズムから何を学んだか、そしてどうなったのかということをご所で扱ってみました。後半3分の1の内容は、今日皆様にお話したい優生思想と障がい者の問題について考えたり、実際に出会ったりぶつかったりした体験が基になっています。

結論として、障がい者の方の声と正面からぶつかってみて私が得たこと、私にとって一番大きかったことは、「私は変われる」ということの発見です。これだけではどういうことか分かりにくいでしょうが、フェミニズムの女性達と出会って私が得たこととほとんど同じだったのです。「私は変われる」ということを私は学びました。実際、私は変わりました、とはっきり言えます。私が皆様に何かひとつだけ言えることがあるとしたら、人間は変われるものだ、と思います。大人になってしまったら、いくつになっても同じものだ、

と思っていましたが、ここ10年間で私は変えられてしまいました。実はこれが私の結論のようなものなので、本当はこのことを一番話したいのですが、自分のことを1時間話さなければならなくなるので、今日はやめましょう。

障がい者問題、とよく言われます。このコミュニティ福祉学部では障がい者問題をどう考えるのか、そしてどう実践するのかということを学習されて、実践されているのだと思います。皆様もお分かりかと思いますが、「障がい者問題」というと、障がい者のほうに問題があるような気がしてしまいます。障がい者がおかれている環境が問題だから、環境を変えなければ、と思う。もちろんそういう一面はありますが、そのような考えでは抜け落ちて行くものが出てくるのです。それは、何か。

障がい者問題を解決しなければ、とか、解決しようとしている「私」とはどういう人間なのであるのか、ということです。そのことがここ10年で非常によく分かりました。障がい者問題に向かおうとしている私は誰なのか、どういう位置に立っているのか、それへ向かおうとしている私は自分自身を変えなくていいのか、今のままでいいのか。このあたりのことに気がついたのが、自分自身の体験から、この問題に自分なりに関わってきて、私が得たものです。はじめに、大切なことだけ忘れてしまわないように言っていました。

( )

実は、優生思想についても結局同じ問題が突きつけられてきます。「優生思想って何だろう」と考えてゆくと、結局どこにぶつかるのか

というと、「内なる優生思想」というところに行き着くのです。考えている自分自身はどうか、ということに常に戻ってくるのです。そこで、困ってしまう。困って一番簡単な方法は、考えるのをやめるということです。もうひとつは、学問にしてしまう、ということです。学問にすると自分を柵に上げられるから、優生思想について今までの学者たちがどのようなことを言ってきたのかを整理したり、文を書けばよいので、一番楽なわけです。

しかしこの二つは、本当は逃げているのです。本当は、自分は誰なのかという問題なのです。今回のテーマは、「生命倫理の視点から」というタイトルにしてありますが、実は生命倫理の問題も、本当はこの問題が一番大切になるのだと考えています。生命倫理や生命倫理学という言葉がありますが、今の時点で一番不満に思っていることは、生命倫理学を勉強したり研究したりしている本人のことが語られないという点であります。生命倫理学というのは、それを考えている本人がどう生きてきたのか、これからどう生きるのか、という問題であると思います。私はいま、はっきりそういえます。その人が社会の中で生きてゆくのなら、その人の存在から社会へ、その人なりにどのような関わりをしていくのか、そういう問題なのです。

ところが、日本の生命倫理学は、たとえば大学でのコースは最初に中絶の問題の是非を問う、賛否両論の意見を学び、現場での問題を学び、さてどうしよう、といろいろ考える。次に安楽死について同じように学ぶ。もちろんこれも大事であります。このようなことをやってゆくことによって、いつも自分を柵

上げできる構造が大学の中で作られてしまうのです。私は、これはとても変であると確信しています。優生思想も生命倫理も自分の問題である、それでは自分はどうするのか、ということが問題になるのです。そこで初めて自分に問うことと、社会への働きかけというものが結びついてくるわけでありませう。

優生思想というものを簡単に言いますと、人間の生命には上下の価値がある、という考え方を言います。生きてゆくに値する人間と値しない人間とがある、ということです。または、生まれてほしい子供と生まれてほしくない子供がいて、生まれてほしくない子どもは生まれたいほうが良い。つまり、生まれてきてほしい子に生まれてきてもらい、生まれてきてほしくないような子が生まれないようにするための政策を作ろう、医療技術を発展させよう、そういう技術を臨床で応用しよう、そういうことになるので、これは優生思想を実践することになるので、優生学といいます。

優生学・優生思想というものは、20世紀に大流行した思想です。その考え方は、19世紀末に出てきました。人間の生命には上下の価値があるから、生まれる価値の低い人間をなるべく生まれないようにしよう、生まれてきてほしい人間がどんどん生まれてくるようにすれば、より良い社会、より強い国家となり、戦争に勝てるようになる。20世紀というのは、このような考え方がイギリス・アメリカ・ドイツ・日本等々、いわゆる先進諸国に広まってすべての国で優生思想が考えられ、実践され、政策になった、という世紀でありました。その中の一番の悪夢がナチスのやったことであります。それが20世紀の後半に、姿かたち

を変えて、現在も脈々と生き続けているのが優生思想の歴史というものであります。

姿を変えて、というのはどのようなことかということ、20世紀の前半の第2次世界大戦においては、優生思想を国が政策として前面に押し出してきたわけですね。第2次大戦後は国が前面に出て優生思想を強要するということが減ってきた代わりに、産み分けする技術がどんどん可能になってきています。ですから、今はわれわれが個人のレベルで、自分たちの子供を出生前診断し、選別できるようになってきています。ひとつには、そういう形でおおきく変わってきたといえます。もちろん日本の場合は戦後に優生保護法という法律ができたことによって、国の大きな強制力が働いていたという負の歴史がありますが、大きく捉えれば、国が強制する優生学から、われわれ個人が選択する優生学へと変わってきたのであります。

ですから、この点を見ると、皆さんご存知のように、新しい形の優生学を一体どうしたらよいか、という問題になってくるのであります。するとどうなるかといえば、最初に述べたように子供ができたときにいろいろな検査をすることが可能になってきたので、そのときにダウン症とか二分脊椎とかの可能性が赤ちゃんにあるかどうか調べる検査を、まず受けるかどうか、次に検査したあとに生むのか生まないのか等、を個人が自己決定できるようになるのです。その自己決定というのは、優生思想を行使するか否かの自己決定を意味します。このように、優生思想を行使する主体が国から個人へと徐々に移行してきたといえます。

一般論としては優生思想・優生学は命に上下をつけるのは良くないことである、と言われる。優生学を肯定するか、と問うとみな否定するでしょう。大学の授業や講演会などでも優生学の問題点を指摘する人は多いです。ところが、現実には「うちのこの場合はどうするか」というレベルで問うと、皆さんかなり考え込まれてしまうわけです。出生前診断の検査を受けるかもしれない、という人が多くなってくるのです。この地点に優生思想の一番大きな問題点が潜んでいるといわざるを得ないのです。

ですから、生命倫理の問題を考えるのに大切なのは、自分がどうするのか、自分は今からどう生きていくのか、まさにそこが問われるのであります。優生思想の問題を授業・講演会で聞いたり、自分で勉強をしたからといって「ひとつ賢くなりました」と片付けられる問題ではないのです。明日からどうするのか、というところに常に戻ってくる性格の問題なのです。そこが一番大切なわけです。自由社会を謳っている日本社会においては、その問題に対して誰も命じることできません。自分でどうするのかを決めなければいけないのです。そうしたときに問われるのは「自分は今までどういう風に生きてきたのか」「どういう価値観で生きてきたのか」「今はどう思っているのか」「問題が自分に降りかかってきたときにどうするのであろう」「明日からどうしてゆくのかわか、これが生命倫理の問題です。福祉というのはそういう次元にどうかわかりあってゆくのかわ、という問題だと思ふのです。ここから先は福祉の専門家ではないので、よくわからないですが、おそらく、

そのような問題と福祉のシステム・制度というものがどう絡み合えばよいか、ということが本当の問題だと思っています。

( )

話を先に進めます。選択的中絶という言葉があります。いろいろな方法で、妊娠したとき胎児に先天的な障害があるかどうかをあらかじめ検査することができます。将来的には今よりもっとたくさんの病気や障害について検査することができるようになるといわれています。そうすると、まずその検査を受けるか受けないかという選択があります。受けた場合に障害の可能性が出てきたときに、どうするのか、という選択があります。その選択肢の一つに中絶があがってきます。日本は22週未満でしたら……事実上自由に中絶ができます。これを選択的・選別の中絶、といひます。後者のほうが問題の本質をはっきり示しているといえるかもしれません。

このような問題を大学のようなところで授業で取り上げたり、公の場面で議題に取り上げたり、あるいは雑談において、いろいろな意見に遭遇します。しかし、公の場面ですと、うわべの意見しか出てきません。本音のところには踏み込んで聞いてみると、いろいろな意見が出てきます。たとえば、中絶が可ならば、選択的中絶も可であるべき、という意見です。中絶が可で選択的中絶が悪いという論理は成立しない、というものであります。これを論破するのは結構難しいです。ほかに、「生まれてくる子供が不幸になる」という意見にもかなり出会います。障がい児である・発育障がいが起こる・養育者の手がかかる、等々さまざまな問題を抱えているので、生まれく

る子供は不幸になる、したがって中絶したほうがその子のためになる、というのです。これについては日本の障がい者運動の方たちがずっと反論し続けているが、いまだにこのような意見が多いのが現状です。

また、障がい児を生むのはかまわないが、それを誰が面倒見てゆくのか、という意見もあります。あるいは障がいがあるのがわかっているのならば、その養育にかかる費用を誰が負担するのか、税金でまかなうのは正当か、という意見です。障がいがある、手間がかかる、お金もかかる、税金もたくさん使う、ということが分かっている出産を決意することは「犯罪である」と主張をする人までいます。これも非常に大きな問題であります。

さらに、ある生命倫理学者の最近の主張に、次のようなものもありました。障がいを持った子供を育てている親や、障がいを持った母親が多くいますが、「本当は障がいをもつことを望んではいないが、障がいをもって生まれてきてしまったので仕方なく育てているのだ」というのです。本当は誰も障がい者なんてほしくない、そこに正直になって選択的中絶を認めてもいいではないか、という主張です。また、「健康な子供がほしい、というのは親の当然の願いであるから、それをかなえるのは当然のことである」という意見もあります。これはどうでしょうか。もっともな部分もあるが、反論の余地もあります。

最後にもうひとつ、個人的に非常に衝撃を受けた意見ですが、ある学生がこういいました。「障がい児は殺したほうがその子のためになる、障がいを持って生まれるというのは不幸なことである」というのです。私はその

学生に対してこう尋ねてみました。「あなたはいま障がいを持っているようには見えませんが、あなたがもし先天的な障がいを持っていたとして、そしてほかの人から同じ事を言われたらどう思うか」と。学生の答えは「私は自分は生まれてこなかったほうが良かったと思っているので、いいんです」というものでした。それを聞いたとき、私はその場で何も反論できませんでした。いまだにこれにどう答えてよいか分からないのです。その人は、生まれてこなくても良い人間がいる、そしてまさに自分がそうである、と思っているのです。このいわば存在否定、自己否定の問題はかなり重く、いまの私の抱えきれない疑問として紹介しますが、皆様はどう思いますでしょうか？私の中ではまだうまく解決していません。本当はこのあたりをじっくりと話したいのですが、時間がないのでポイントだけにしておきましょう。

選択的中絶は、日本を含め、世界中のほとんどの国で事実上可能とされています。事実上というのは、たとえば日本の場合、妊娠22週未満に障がいがあるという検査結果がわかったとすると、「障がいがある」という理由ではなく「母体の健康を害するから」という理由で中絶が認められています。理由を別立てにすることで、中絶が可能になるのです。ほかの国でははっきりと「障がい」を理由に中絶が法律上認められている国もあります。日本の場合、法律の中で「胎児の障がいが見つかったら中絶できる」ということを明記していません。「胎児条項」とか「胎児適応」といいますが、ヨーロッパの国では胎児の障がいが見つかったら出産の直前まで中絶できると

定めた国もあります。日本は1972年から、これを巡って議論や政治運動を続けてきました。

1948年に優生保護法ができましたが、1996年に母体保護法と名前が変わっています。この法律の中で、中絶をしても犯罪にならない、と決められたので、日本では戦後堂々と中絶ができるようになったわけです。日本の優生保護法というのは中絶を犯罪としないとした法律であると同時に、生まれてほしくない子供はそれを理由に中絶しても良いとか、あるいは遺伝的な病気や精神的障がいを持っている人たちに強制的に不妊手術をしても良い、と決めた法律でもあり、96年まで機能していました。

話を戻しましょう。優生保護法が48年に成立したが、72年にそれを改正しようとする動きが出て来ました。現在もそうですが、日本の場合どのような理由であれ、経済的理由を適用して中絶が可能であります。いわゆるゴミ箱のような条項といえます。このようなものは廃止しようという動きが72年に起こってきました。これと同時に、胎児条項というものをつけようという動きも出てきました。今回はこの胎児条項に注目してみましょう。

( )

この胎児条項にはいろいろな思惑が込められていたのですが、そのひとつは、1960年代後半から、羊水検査が可能になってきて、胎児の障がいの有無がその検査で分かるようになってきました。そこで、障害があると分かった場合にどうするのか、という問題が出てきます。70年代の社会では、「障がい児は不幸になる」「障がい児は社会のお荷物になる」「障がい者が増えてゆくと国の経済的競争力

が低くなる」、よって「障がい児は生まれてこないほうが皆のためである」という考え方が当時の政府や産業界において多く見られました。現在でもこのような考え方は見られますが、当時はもっとあからさまに言われていたので、法律上に胎児条項をはっきりと謳い、障がいがあると分かった胎児についてどんどん中絶できるようにしよう、という動きが出てきたのです。

このとき、これに対して女性団体と障がい者団体が大きな反対運動を展開しました。中でももっとも激しい反対運動は70年代前半に起こった、脳性マヒの方々のグループ「青い芝の会」神奈川県連合でした。当時の資料が残っていますが、大変ラディカルな問いかけと運動をしております。当時のことを彼らから伺ってみてははっきりと分かることは、生命倫理の思索・運動の現代的な意味での始まりがここにあった、ということです。72年前後に「青い芝」の方々が言っていたことはまさに「生命倫理」であったと思います。本当の意味で生命を問い直し、自己を問い直し、社会を変えてゆこう、という取り組みであり、日本の生命倫理はここから始まったといえるでしょう。ウーマン・リヴの取り組みも同様であります。ですから、私は日本の生命倫理の曙は1972年である、という説を唱えております。通常生命倫理の始まりは1980年代であると言われていますが、これは完全な間違いであると私は主張します。

日本の生命倫理の立ち上がりはアメリカのそれとほぼ同時期的ですが、日本の場合はいわゆるマイノリティの人たちから始まったということは、日本の生命倫理の宝・財産であ



るといえるでしょう。日本の生命倫理が世界に誇れることは、マイノリティの人たちが草の根から声をあげたことによってスタートしたという点です。エリートの研究者らがその問題に乗り込んできたのは明らかにその後の1980年代であります。日本の生命倫理のスタート地点は、いくら声をあげても社会の権力構造の中でその声がかき消されていた人々の熱き叫びだったのです。

世界各国と比較しても明らかであります。『青い芝』の人たちが70年代を通じて主張してきたことは、現在の先進諸国の中でだんだん大きな問題になってきていることと同じなのです。DPIインターナショナルというグループがあり、彼らはいま世界の中で孤立無縁に近いけれども世界中にネットワークを組んで優生思想に反対しています。彼らが主張していることは『青い芝』の人たちと同じことなのです。もし生命倫理の研究者を目指している人がいらしたら、もちろん福祉の研究者の方々も、これだけは絶対に忘れないでください。もうひとつ言うならば、『青い芝』の人々はリハビリテーションの思想においても闘ってきたということも、忘れないでください。『青い芝』の人々は選択的中絶についてなぜ反対なのかをいろいろな表現で主張しています。ここからの学びは非常に大きいです。ひとつの言葉としては「選択的中絶というものは障がい者抹殺の思想である。」というものです。障がい者は「本来あってはならない存在である」と言うのと同義である、というのです。障がい児だから生まれなくてもよい、ならば現に今生きている障がい者は社会に存在しないほうがよい、という主張と同義

である。

ではわれわれに死ねというのか、という理屈であります。非常にラディカルな表現でありますので、これへの反論は当然多いのですが、問題の本質のひとつを鋭く突いていると言えます。これに対して、どのような反論が出てきたかを考えるとき、問題は複雑になってきます。

「障がいを持った赤ちゃんは生まれてこなくてよい、だから中絶する」という人たちに対して、「障がいを持っているから必要ないというのなら、障がいを持っているわれわれに死ね、と言っていることが、われわれはあってはならない存在であるといっているのか」と問いかけたのです。これに対して「いえ、私たちは障がいをもっているあなたがたに死ねと言っているわけではありません。あなたの方に対しては立派に生きていってほしいので福祉はきちんとします。私達はこれから生まれくる障がい者を指しているのです。この二つはなんら矛盾していません。よって、我々が死ねばよいのか、という問いは見当外れなのです。」という反論をしてきます。このような議論の上で非常に難しい問題が出てきたのです。福祉国家的な発想になると、このような反論者側の形で政策をとる国が多くなります。生まれてくる子供が減るほうが国の医療費が削減されますし、生まれてきた人達に手厚い福祉をするのが福祉社会でありますから、福祉の考え方に沿っていることになるのです。

ところが、これに対してつぎのような問題が残ってしまいます。一人の人間の心の中で、障がい児はいらないなあ、という心と、目の

前の障がい者を社会の平等な一員として存在を肯定し、心から受け入れて、手厚くケアする、という心とは、人間の中で両立すると思えますか？あるいは、将来福祉社会になれば、かなり多くの人が福祉職につきますし、せざるを得なくなります。たとえば先天的障害を持った人へのボランティアをしている人が、心の中では自分と自分の彼女の間で子供ができたときには自分は出生前診断の検査をするし、障がいがあると分かれば中絶するだろうな、など思っていて、そう思いながら福祉ボランティアをしているかもしれないのです。逆に考えれば、ボランティアを受けている側は、当然感謝はしているが、この人は自分の子供ができたときには検査を受けるのであろう、と思いつつその人のボランティアを受けているという状況は、どういう気持ちでしょうか。おそらく、ここになにか大きな問題が潜んでいるのです。

これに関連しますが、「青い芝」の人達は、胎児条項に対して次のようなことを言っています。70年代～80年代当時の時代背景もあるとは思いますが、胎児条項が法律に採り入れられるということは、法律で障がい者なんて存在しない方がよいのだ、と謳われることと同じことである。そうすると、もう障がい者が現に社会の中から大きな被害を被るようになります。たとえば、道を歩いているだけでつばを吐きかけられる、障がいを持った子供が殺される、さらにその場合に加害者の親の方に同情が集まる、自立生活をしたくてもなかなか住めない、バスに乗れない、など、現実にはどんどん被害が広がっていくのです。このような状況は現在もまだ続いていますし、

彼らの主張も理解できます。それを改善しよう、という動きに対しては誰も反対はしないでしょう。

( )

もうひとつ彼らは非常に大きな問題を指摘しています。いわば「無意識の視線」の問題です。先ほど少し触れたことと同じようなことですが、口では障がい者は同じ人間、命は平等、と言っているが、無意識的なメッセージとしてその人達の心の中にあるものと矛盾しているために、自分の子供が障がい児だったら中絶してしまうだろう、障がいを持っていなければ良かったのに、かわいそうに、といった思いがでてくる。そのような思いは言葉の端々だとか視線ににじみ出てくるのです。そうすると、一般にマイノリティであると思っている人はそのような矛盾に対して非常に敏感に感じるわけです。これによって苦しめられているのが、胎児条項が法律に書かれることによって周りからの「無意識の視線」や態度による様々なメッセージが発せられるようになる、というのです。そのメッセージとは、障がい者がなかったら良かったのにね、というものです。これをシャワーのようにつつと浴びつづけなければならないのです。

このような状況が続くとどうなるのか、臨床心理の分野では「無力化」されてゆく、といます。つまり、「いろいろな問題はあるけれども明日からも自分が自分の足で生きてゆこう」という気持ちがそがれてゆくことです。このことは別に障がい者の人達にとどまりません。同性愛についても同じです。「無力化」されつつも尚がんばってゆこうとしますが、それでもがんばろうという気持ちがそがれて

いってしまうのです。敵が「無意識の視線」でありはっきり見えないし、それを発信している本人も無意識である限り、われわれは相手とは戦えないのです。このような状況にずっと置かれつづけていると「無力化」が進んでいってしまうのです。

「無力化」というのは最近の心理学方面でのキーワードのひとつであり、とくに日本の場合はいじめの問題を「無力化」ということを通して考えると分かりやすくなります。いじめがずっと進行して行くと「無力化」されてゆき、その果てにはいじめを完全に受け入れてしまう、あるいは何かのきっかけで自殺してしまうのです。「無力化」が進むと、「自己否定」の状況に陥ります。「自己否定」とは、私はここに存在している意味が無い、生きている意味が無い、なぜ明日も生きて行かなければならないのか、と思うような状態です。誰からも自分が期待されていないし、存在してもいいと言われていないのに、なぜ明日も生きて行かなければならないのか、ということまで追い込まれていってしまうのです。その果てに自殺をしてしまうかということ、その行為をする力も無く、ただふらりと立っているような生き方になってしまう。その状態は自分に2本の足があるのに、自分の足で立っていないような感じです。

「青い芝」の人達が言ったことを私なりに言えば、胎児条項を書くことは、選択的中絶や優生思想をあからさまに肯定することになる。肯定することがなぜ悪いのか。それはマイノリティの人達を「自己否定」というところに追いこんでしまう、その人から「生きてゆく意味」を奪うからである、と私は思っていま

す。これはとても深い問いかけであると思います。70年代当時、彼らは「自己否定」という言葉は用いていますが、「無力化」という言葉はまだ無かったと思いますので、このように整理しての主張はしていませんが、彼らの訴えるメッセージのひとつはここにあったと思っています。

( )

さらに、優生思想のはらんでいるもうひとつの大問題は、それが「根源的な安心感」を奪ってゆくことです。優生思想が何故悪いのかということ、我々の社会から「根源的な安心感」を奪い、崩してしまうからである。では「根源的な安心感」とは何か。

先ほどの「無力化」と同じような説明になりますが、自分がどんな人間であっても、自分の存在だけはまわりの人間によって受け容れられているという安心感です。社会、友達や家族達から受け容れられている、という安心感であると思います。たとえば、他者から嫌な人だと思われたり、疎まれていたりしていると、自分は必要とされていないのかな、と感じ取ったりします。しかし、そのようなメッセージを受けながらも「死んでしまえ」とまでは思われていない、いてもいい、と思える。居てもかまわない、と思えることはとても大きなことなのです。この場合は「根源的な安心感」は奪われていないのです。「根源的な安心感」というのは、たとえ私がどんな人間であろうと、障がい者、同性愛者、変質的性格者、不細工、破産者であろうと、嫌われるかもしれないが、自分の存在は受け入れられている。そう思えば、「根源的な安心感」は奪われていないのです。これは人間が社会

の中、人々の網の目の中で生きてゆけるための条件であると思います。

この「根源的安心感」が奪われるのはどのような状況かという、「おまえはこうだから、いなくなればいいのに」と皆から思われる状況であり、このとき人が生きてゆく最低限の条件である「根源的安心感」が奪われるのです。このような思想が選択的中絶の思想ではないのでしょうか。選択的中絶というのは生まれてくる赤ちゃんが先天的障害を持っているから、生まれてこない方がよいのだ、ということです。このような選択的中絶を支えている思想というのは「根源的な安心感」を奪っている思想なのです。

選択的中絶を支える思想というのは「あなたはある条件を満たしていないから、存在しなくてよい」という思想であります。胎児から「根源的安心感」を奪う思想です。そういう視線を我々が胎児に向かって持ちながらも、目の前にいる障がい者に対してはそのような視線を持たない、というような割り切りができるほど、人間は賢くないと思います。皆さんはどうお考えですか。この2つの考え方を分断できるほど人間は自らの論理のもとに生きてゆけるのだったら、おそらくもっと違った社会になっているでしょう。この2つの考え方は人間論的に考えて、人間の中で切り離せないと私は思います。ですから、胎児に向かってある条件をつけて、その場合は存在しなくてもよい、ということ堂々と皆が肯定する社会、それを繰り返して肯定して行く社会というのは、結局それは今生きている人達の互いの間にも「根源的安心感」を奪い合って行く方向へ車を押して行くような社会になっ

てゆくと思います。これが、優生思想が持っているもうひとつの悪であると思います。

( )

うまく説明しきれていないかもしれませんが、ポイントは伝わればよいと思っています。もう一度言いますが、この社会で、人間の網の目の中で生きてゆくことができる最低限の条件というのは、「嫌われるかもしれないが存在は否定されていない」というその1点であると思います。ところが優生思想というのはそこを崩してゆくものであると思います。結論をいうと、胎児条項に関しては、私は以上の様々な理由によって法律の中に書くということに対して大反対であります。日本には法律を変えたいという動きがずっとありますが、するべきではないと思います。ただ、海外では胎児条項をはっきり謳っている国もあります。それに対して、おかしいではないか、と主張してゆくべきだと思います。私は主張して行くつもりであります。

ひとつ、ドイツの例を紹介しましょう。ドイツは1976年に中絶を合法化したとき、胎児条項を作りました。ところがその後、ドイツのフェミニズムや障がい者運動の人達が日本と同様に大反対しました。その後いろいろな調整を重ねた結果、1995年に胎児条項を削りました。これは非常に高く評価すべき事例であると思います。法律というものは一度できてしまうと戻れないというふうに思っていますが、そうではないということです。やってみて不都合が起きる、誰かを抑圧するような法律であれば元に戻してもよいのです。ただ、別の理由にすれば事実上は選択的中絶はできます。それを禁ずるべきかどうかと

いうことはまた大きな問題であります、今日はここまで触れる時間がありません。

最後に言っておきたいことは、法律の条文に書くか否かという問題は非常に重大な問題であるという認識は、とても大切なことあります。なぜかという、法律には単に刑罰を決めるだけではなくて、社会規範を示すという機能もあるからです。法律に殺人禁止と書いてあったら、やはりそれは社会規範として殺人はしてはいけない事、ということをして社会に広く知らしめているという役割もあるのです。同様に、法律の条文に胎児条項を書くということは、法律の名において障がいを持っている人は生まれてこない方がよいということをして世に広く知らしめてゆくことになってしまうのです。この効果は非常に大きいと思います。このあたりは重く考えてゆくことが必要です。

他にもいろいろとお話したいことはありますが、時間が来てしまったのでここで終わりたいと思います。時間の制限もあったのでう

まく伝わらなかったことも多いとは思いますが、今日伝えたいメッセージはそれなりにお伝えできたかと思えます。皆さんが今後考えて行かれるときのヒントになれば、と思えます。

司会：どうもありがとうございました。あっという間に1時間が過ぎてしまいました。皆様も、もっともっとお話を聞きたいと思っていることと思います。そのことは、この問題を深く考える、または、考える糸口を先生が気づかせてくださった、ということであると思えます。少し時間がありますので、皆様方からご質問やご意見を頂ければ、この問題をどのように捉えたらよいのか、考えが深まってゆくことと思えます。

(付記 会場より質問や意見が表明されましたが、録音状態が悪く、再現できませんでした。)

このあと、5号館4階教員ラウンジに場所を移し、約1時間、森岡先生との懇談のときがもたれました。)

